

[事案 27-264] 配当買増保険金支払請求

・平成 28 年 5 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

設計書記載どおりの金額が支払われるとの契約内容にしたがって、増加生存保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成元年 8 月に契約した一時払終身保険について、以下の理由により、設計書に記載された契約締結後 5 年ごとの増加生存保険金を支払ってほしい。

- (1) 本件契約は、1 回目から 5 回目の金額については、設計書に記載された金額が、また 6 回目以降の金額は 5 回目の金額以上の額が支払われるとの内容で成立している。
- (2) 設計書には、「増加生存保険金の減額、解約のお取り扱いはできません。」との記載があり、保険会社がこの設計書に記載した金額を支払わないのは、契約違反である。仮に、増加生存保険金額を減額する場合は、契約内容の変更にあたるため、その適用範囲は新しい保険加入者にすべきである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約内容は約款に定められており、本件契約の約款には、毎年の配当金を一時払保険料に充当して 5 年ごとの契約応日を満期とする増加生存保険を買い増しすること、増加生存保険金の原資となる配当金は支払いの有無や支払額が保証されているものではないことが記載されている。
- (2) 設計書には「記載の配当数値については、今後変動（増減）することがあります。したがって、将来のお支払額をお約束するものではありませんのでご注意ください」と記載されており、増加生存保険金が増減することがあることは明らかである。
- (3) 設計書に記載された「増加生存保険金の減額、解約のお取り扱いはできません。」とは、約款に規定された、増加生存保険金のみの減額あるいは解約は取り扱いできないことを意味するものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不十分な点があったかどうかなど契約時の状況を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、設計書記載の額を確定額として支払うことを内容とする契約は成立しておらず、また、募集人による不適切な募集行為を認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。